

個別信用購入あつせんに係る割賦販売法の規定について

1. 行為規制・民事効等の適用について

	全般	特商 5 類型
・取引条件表示	35 条の 3 の 2（販売事業者等）	
・支払可能見込額調査 ・個別支払可能見込額を 超える場合の個別信用 購入あつせん関係 受領契約の締結の禁 止	35 条の 3 の 3・4	
・勧誘に係る調査		35 条の 3 の 5～7
・書面交付 （申込み受領時）		35 条の 3 の 9 （あつせん業者）
・書面交付 （契約後）	35 条の 3 の 8（販売事業者等）	35 条の 3 の 9 （あつせん業者）
・クーリングオフ		35 条の 3 の 10・11
・過量販売に係る申込み の撤回等		35 条の 3 の 12
・不実告知等による意思 表示の取消し		35 条の 3 の 13～16
・解除等制限 （20 日以上の催告）	35 条の 3 の 17	
・損害賠償等の額の制限	35 条の 3 の 18	
・抗弁の接続	35 条の 3 の 19	
・業務運営に関する措置 （苦情調査等）	35 条の 3 の 20	
・経済産業大臣への登録	35 条の 3 の 23～35	

※）訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供等契約、業務提携誘因販売取引（それぞれ、特定商取引に関する法律 第 2 条第 1 項、第 2 条第 3 項、第 33 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 51 条第 1 項）

2. 現行の割賦販売法における適用除外規定について

割販法上の適用除外規定は、ほぼ全てが法律レベルでの適用除外を定めており、政省令への委任規定がほとんどない（抗弁接続の対象となる取引金額について定めた30条の4、35条の3の19のみが、具体的内容を政令に委任している。）。

個別信用購入あっせんについて全般的な適用除外を定める35条の3の60第2項各号の規定概要と立法趣旨は以下のとおり^{1 2}。

	除外対象	趣旨
1号	営業のために若しくは営業として締結する契約に係る個別信用購入あっせん等	本法が一般消費者を保護するための法律であるため。
2号	本邦外に在る者に対する個別信用購入あっせん等	本法を適用するよりはむしろ一般の商慣行にまかせる方が適当であると考えられる。
3号	国又は地方公共団体が行う個別信用購入あっせん等	本法の趣旨から見て、国等に適用する必要性がない。
4号	団体（労組等）がその構成員に対して行う個別信用購入あっせん等	団体の内部自治の観点。
5号	事業者がその従業者に対して行う個別信用購入あっせん等	会社内部の問題であるため。
6号	不動産を販売する契約に係る個別信用購入あっせん等	以下のような不動産取引の特殊性に鑑みて。 ①国民が不動産の購入を行うための不動産ローン等に対して、信用購入あっせんに該当するものとして厳しい規制が課された場合には経済全体に悪影響を及ぼす可能性があること。 ②国民が不動産を購入する場合に低金利での資金調達が困難となりかえって不利益をもたらし得ること。 ③不動産の購入は一般に高額な取引であり慎重に行われる傾向があること。

※）ここでの「個別信用購入あっせん等」とは、「個別信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供」

¹ 「平成20年版 割賦販売法の解説」82頁、281頁をもとに作成

² なおこのほかに、特商5類型の取引に係る規定については、当該取引について特商法の適用が除外されている（特定商取引に関する法律第26条）場合には、割賦販売法の適用も除外している規定がある（第35条の3の60第3項及び第4項）。